

のんほいらんど運営ガイドライン

令和5年3月

新 城 市

1 のんほいらんどの目的

市内事業者の新たな事業展開を支援することにより、市内経済の持続的発展を図ります。また、操業間もない事業者に対しては消費販路拡大を支援することにより、市内における創業や事業承継の促進を図ります。

なお、販売場所の無償提供を行うことで事業者の負担軽減をする一方、自主的な努力や責任による販売を目指します。

2 出店ができる事業者

出店ができる事業者は次のいずれにも該当する者として。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 食品等を販売する事業者においては、販売を行う品目に係る愛知県の営業許可証（以下「営業許可証」という。）を有する者

3 営業日時、場所

(1) 営業日時

開庁日のうち午前11時00分から午後2時00分まで
ただし、準備と片付けに要する時間を含みます。

(2) 営業場所

本庁舎東側出入口屋外の敷地内

なお、雨天や強風など悪天候の場合は情報カフェとすることができることとします。ただし、情報カフェ利用者がいた場合は当該利用者の妨げにならないようにすることを条件とします。



(3) 庁内管理責任者の承諾

営業場所の使用については、新城市庁内管理規則第3条第2項に規定された庁内管理責任者の承諾を事前に得る必要があることから、1年度分の使用について当該年度の前年度の3月に所管課長から申し出ることとします。

4 出店料

出店料は無料とします。

5 のんほいらんどの運営

(1) 出店者の登録

出店を希望する者は、初回出店を希望する月の前々月末日までに出店登録の申込みをする必要があります。なお、食品等の販売を希望する者は、営業許可証の写しを併せて提出することとします。

また、登録後に営業許可証の有効期限が切れた者は、次回の出店の日までに最新の営業許可証の写しを再度提出する必要があります。提出がない場合は出店できません。

(2) 出店者の登録削除

次のいずれかに該当する者は出店者の登録から削除します。

ア 当該年度において1回も出店しなかった者

イ 営業許可書の有効期限が切れた日から30日以内に最新の営業許可書の写しを提出しない者

ウ 運営において市の指示に従わない者

(3) 出店者の決定

のんほいらんどは月ごとに出店者を決定します。出店日程の調整のため、当該月の前月上旬に登録者から出店希望日を聴取し調整します。

1日あたりの出店は2者を上限とし、3者以上の希望者があった場合は当該希望者1者あたりの当該月出店回数が極力均等になるよう調整します。均等に難しい場合には、新規出店者や新規出店して間もない者を優先します。

(4) 出店予定の周知

出店者が決定した際は、出店者へ出店予定表を通知するとともに、本庁舎1階と市ホームページにて周知します。

(5) 当日の運営

市は販売場所と電源コンセントの無償提供をするのみです。販売する食品等の衛生面や安全面の確保は出店者自ら行い、自らの責任により営業並びに販売を行うものとし、また、販売する商品や展示に係る備品など出店者が準備したものに対する損害について、市は一切の責任を負いません。

(参考様式)

のんほいらんど出店者登録 申込書

令和 年 月 日

新城市長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その所在地、
名称、代表者の役職及び氏名〕

のんほいらんどにおいて販売をしたいので、下記の同意事項に同意の上、出店者の登録を申込みます。

店舗名 (屋号)	
販売予定品目	
上記の販売に係る 営業許可の種類	<input type="checkbox"/> 食品営業許可 <input type="checkbox"/> 露店営業に関する許可 <input type="checkbox"/> キッチンカー営業に関する許可 <input type="checkbox"/> その他の許可 () <input type="checkbox"/> 許可不要 ※該当する□に✓を記入。 ※最新の営業許可証のコピーを添付すること。
連絡先	担当者名 : 住 所 : 電 話 :
日程調整の際の 連絡方法	<input type="checkbox"/> メールアドレス () <input type="checkbox"/> FAX番号 () ※どちらか希望する□に✓を記入。

【同意事項】

- 1 販売する食品等の衛生面や安全面の確保は出店者が自ら行い、自らの責任により営業並びに販売を行うこと。
- 2 販売する商品や展示に係る備品など出店者が準備したものに対する損害について、市は一切の責任を追わないこと。
- 3 のんほいらんどの運営については、市の指示に従うこと。